

○益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱

平成27年8月24日

益田市告示第211号

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済情勢の悪化、事業者の高齢化等により市内商業の店舗数及び販売額が著しく減少し、当該地域の商業機能が失われつつある現状に鑑み、商業機能の維持・向上に取り組む事業者の支援を目的として交付する益田市地域商業等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月17日付け中小第1034号島根県商工労働部長通知）及び島根県地域商業等支援事業実施要領（平成27年3月17日付け中小第1034号島根県商工労働部長通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、市内に事務所を置くものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (2) 組合 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づいて設立された中小企業者からなる組合及びその連合会
- (3) 商工会議所 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (4) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会をいう。
- (5) 小売業 日本標準産業分類大分類における小売業をいう。
- (6) 宿泊業 日本標準産業分類大分類における宿泊業をいう。
- (7) 飲食サービス業 日本標準産業分類大分類における飲食サービス業をいう。
- (8) 生活関連サービス業 日本標準産業分類大分類における生活関連サービス業（ただし、易断所、観相業及び相場案内業（けい線屋）を除く。）をいう。
- (9) 娯楽業 日本標準産業分類大分類における娯楽業（ただし、競輪・競馬等

の競走場、協議断、芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）、場外馬券売場、場外車検売場及び競輪・競馬等予想業を除く。）をいう。

(10) 自動車整備業 日本標準産業分類大分類におけるサービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備業をいう。

（交付対象者等）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる補助金の交付の対象となる事業の区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 小売店等開業支援事業（特別枠） 小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業又は自動車整備業に係る事業を実施する者であつて、次のア又はイのいずれかに該当するものであること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業のうち同項第4号に定める営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に属する事業を除く。

ア 市内において開店計画を有する中小企業者又は個人であつて、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）に基づき市若しくは認定連携創業支援等事業者（同法第128条第2項に規定する「認定連携創業支援等事業者」をいう。）から認定特定創業支援等事業（同法第2条第31項第1号に規定する「認定特定創業支援等事業」をいう。以下同じ。）による研修等を受ける予定の者、第5条に規定する補助金の交付の申請時点（イにおいて「申請時点」という。）で認定特定創業支援等事業による研修等を受けており、修了前である者又は認定特定創業支援等事業による研修等を受けた者であること。

イ 市内において店舗を営んでいる中小企業者又は個人であつて、認定特定創業支援等事業による支援を受ける者又は申請時点で認定特定創業支援等事業による研修等を受けており、修了前である者

(2) 移動販売・宅配支援事業 市内において食料品又は日用品の移動販売又は宅配を行う中小企業者、組合、商工会議所、商工会又は個人であること。

(3) 商業環境整備事業 市内の中小企業者、組合、商工会議所、商工会、個人又は法人格を持たない任意の団体であつて、組織、会計等に関する規約を有する商店街組織であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

(2) 市税（市外に居住する個人又は市外に主たる事業所を置く中小企業者である場合は、当該居住地又は事務所所在地の市区町村税）を滞納している者

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

(4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者  
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）並びに当該補助金の交付に係る補助率及び補助限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は、補助対象経費から除くものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、益田市地域商業等支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市地域商業等支援事業費補助金交付決定等通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、小売店等開業支援事業に係る補助金の交付申請が初回である場合に限り、その内容の審査に当たって、別表第2に掲げる組織で構成する審査会を設置し、当該交付申請に係る事業の内容について、別表第3に掲げる審査項目に関する当該審査会の意見を聴くものとする。

2 市長は、前項の交付決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) この要綱の規定により補助金の交付を受けることができる期間（以下「補助対象期間」という。）内に補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象期間終了後、補助金の交付決定日から5年を経過するまでの間に補助事業を廃止する場合には、市長に報告しなければならない。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(7) 補助事業により取得し、また効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (8) 補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、歳入及び歳出についての証拠書類を整理し、補助事業完了の日（事業の休止また廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- (9) この補助金の補助対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (10) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が第1号から前号までに定める条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (11) 交付決定日から5年を経過するまでの間に補助事業を廃止した場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を市に納付させることがある。
- (12) 補助事業者は、補助事業の実施に際して県内中小企業者に発注するよう努めるものとする。

（変更承認申請）

第7条 補助事業者は、補助事業の内容、補助対象経費又は補助金の額の変更をしようとするときは、あらかじめ益田市地域商業等支援事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ益田市地域商業等支援事業費補助金中止承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、9月30日現在における当該申請に係る事業の遂行状況について、益田市地域商業等支援事業費補助金遂行状況報告書（様式第5号）を10月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- (1) 9月1日以後に交付決定を受けた者
- (2) 当該年度の10月31日までの間に事業が完了する者

2 商工会議所又は商工会の経営指導員は、第3条第1項第1号に規定する事業の指導状況について、開店日の属する月（交付決定時点で既に開店している補助事業者については交付決定日の属する月の直近の四半期）から1年間、補助事業者に対する指導の状況を四半期ごとにとりまとめ、市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該完了した日から30日を経過する日又は第6条の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、益田市地域商業等支援事業費補助金実績報告書（様式第6号。次項において「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第8条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の通知書を受領した日から30日を経過した日又は当該承認

を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書を市長に提出しなければならない。

(交付請求)

第11条 補助金の交付を請求しようとする補助事業者は、益田市地域商業等支援事業費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実施効果報告)

第12条 補助事業者は、事業の実施年度の翌年度から5年間、補助金の交付を受けて実施した事業の状況及び効果について取りまとめ、市長が別に定める日までに、益田市地域商業等支援事業費補助金効果報告書(様式第8号)により報告するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者がこの要綱の規定又は第6条第2項による交付条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る補助金の額についてその返還を求めることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 災害により補助事業を継続できない場合
- (2) 補助事業者が個人であって、疾病又は死亡により事業を継続できない場合
- (3) その他補助事業者の責めに帰さない事由又はやむを得ない事情があると認められる場合

2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする補助事業者は、市長に申請を行わなければならない。

3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、第1項ただし書の規定の適用の可否を補助事業者に通知するものとする。

(補助事業を廃止する場合の交付の取消し等)

第14条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合において、交付決定日から5年を経過するまでの間に補助事業を廃止した補助事業者については、次の各号に定める補助金の対象とした経費の区分に応じて、当該各号に定める額の交付の決定を取り消し、既に交付している補助金があるときは、当該取消しに係る補助金の返還を命ずるものとする。

(1) ソフト補助(次号に規定するハード補助以外の経費を対象として交付の決定を受けた補助金をいう。)に係る部分

ア 交付決定日から1年未満の期間に補助事業を廃止した場合 交付決定額(既に補助金を交付している場合は交付額。以下この条において同じ。)

の10/10

イ 交付決定日から1年以上3年未満の期間に補助事業を廃止した場合 交付決定額の5/10

ウ 交付決定日から3年以上5年未満の期間に補助事業を廃止した場合 交付決定額の3/10

(2) ハード補助(機器、備品、車両、設備等の購入に要する経費その他の施設整備の設置、取得、整備等に要する経費を対象として交付の決定を受けた補

助金をいう。)に係る部分 交付決定額の10/10  
(加算金及び延滞金)

第15条 補助事業者は、第13条第1項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の最後の受領の日から当該返還を命じられた補助金の納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までに日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。  
(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年8月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(益田市空店舗活用事業補助金交付要綱の廃止)

2 益田市空店舗活用事業補助金交付要綱(平成23年益田市告示第94号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

3 この告示の施行の前日に旧要綱の規定による益田市空店舗活用事業補助金の交付を受けた事業については、旧要綱の規定は、同日以後もなおその効力を有する。

(失効)

4 この告示は、令和9年3月31日限り、失効する。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後も、なおその効力を有する。

附 則(平成30年4月25日告示第129号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月25日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の手続は、この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年4月16日告示第125号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年4月16日から施行し、この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた申請その他の手続は、この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年5月1日告示第1号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年5月8日告示第167号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和2年5月8日から施行し、この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請が行われる益田市地域商業等支援事業費補助金について適用し、同日前に交付の申請が行われた益田市地域商業等支援事業費補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日告示第135号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。

附 則（令和3年9月29日告示第310号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年9月29日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の各告示の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の各告示の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年10月1日告示第319号）

（施行期日等）

- 1 この告示は、令和3年10月1日から施行し、改正後の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定（第3条第1項第1号イの（ア）を除く。）は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新要綱の規定は、令和3年4月1日以後に実施される商業機能の維持・向上に取り組む事業について適用し、同日前に実施されるものについては、なお従前の例による。
- 3 令和3年4月1日からこの告示の施行の日前までにこの告示による改正前の益田市地域商業等支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた交付申請その他の行為は、新要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年6月24日告示第193号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の益田市地域商業等支援事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に交付の申請が行われる益田市地域商業等支援事業補助金について適用し、同日前に補助金の交付の申請が行われた益田市地域商業等支援事業補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年3月31日告示第87号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第97号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
小売店等開業支援事業(特別枠)	次に掲げる経費 (1) 開店に要する経費 改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費) (2) 特定創業支援等事業の受講等に必要経費 受講料、旅費 (3) 特定創業支援等事業の受講等の後に必要となった経費 備品購入費、備品リース料、 広告宣伝費	1 / 2 以内	1 0 0 万円 (家賃に係る補助は、月額8万3,000円かつ12月分を上限とする。)
移動販売・宅配支援事業	移動販売又は宅配に必要な車両及び備品の購入費(20万円以上のものに限る。)、備品リース料(20万円以上のものに限る。)、広告宣伝費(車両及び備品の購入費又は備品リース料を申請する場合に限る。)	2 / 3 以内	2 0 0 万円
	移動販売又は宅配の運営に要する次に掲げる経費。ただし、年間経費が20万円以上を超えることを要件とする。 (1) 燃料費 (2) 車検費用 (3) 修理費	移動販売又は宅配に用いる車両1台につき次に掲げる金額以内 (1) 1年目 10万円 (2) 2年目	補助率の欄に掲げる金額(3年を上限とする。)

	(4) 備品購入費（20万円未満のものに限る。） (5) 備品リース料（20万円未満のものに限る。）	8万円 (3) 3年目 6万円	
	軽減税率及び在庫管理並びに売上げ分析に対応が可能なPOSシステム等レジ関連機器の購入又はリースに係る経費	2 / 3以内	20万円
商業環境整備事業	施設設備の設置、取得、整備等に要する経費（土地に係るものを除く。）。ただし、中小企業者又は個人単独の所有となる施設設備は、補助の対象から除く。	1 / 2以内	100万円

別表第2（第6条関係）

島根県、島根県信用保証協会益田支店、益田市産業経済部
----------------------------

別表第3（第6条関係）

審査項目	審査基準
実現可能性	(1) 実施体制、経営状況等
	(2) スケジュール
	(3) 販売計画の将来性
モデル性	(1) 本市における事業の新規性
	(2) 地域経済への効果
	(3) モデル的な取組